平成２８年（フ）第２３２号
栃木県鹿沼市上殿町947－５　ビラ金子北棟１階101号室、開始決定時の住所栃木県鹿沼市上殿町968番地１
破産者　川俣　仁雄
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５１号
静岡県裾野市佐野480番地の９
破産者　株式会社マツオツーリスト
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
広島県江田島市江田島町切串１丁目37番３号
破産者　奥野建設株式会社
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７６号
静岡市清水区島崎町152番地
破産者　株式会社フジワ
１　決定年月日　平成29年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２２０号
相模原市緑区三ケ木1135番地
破産者　本田　龍治
１　決定年月日　平成29年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１０８６号
埼玉県北本市本宿７丁目144番地１、破産手続開始時の住所埼玉県鴻巣市本町５丁目８番５号
破産者　島田　健司
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５２号
大阪府門真市五月田町22－10シーガルマンション202号室、開始決定時大阪府門真市北岸和田３丁目２番10号
破産者　三浦　充貴
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４４８号
大阪府豊中市曽根南町１丁目18番２号
破産者　西口　　修
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６４６号
大阪府八尾市高安町北４丁目106番地
破産者　石川　眞次
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７３０号
堺市中区福田1227番地２
破産者　西谷　允宏
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
兵庫県宝塚市小林２丁目３番20号
破産者　内山　裕子
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２５３号
兵庫県川西市東畦野２丁目11番24号
破産者　赤坂グリーンこと赤坂賢蔵こと　赤坂賢藏
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1245番地５
破産者　大中　幹治
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３５号
熊本県玉名郡長洲町大字高浜1300番地１
破産者　鎌田　隆正
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２１６号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目８番３－205号
破産者　森田　節子
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２３１号
鹿児島県鹿児島市武３丁目40番１号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市上之園町４番地20（トーカンマンション共研公園405号）
破産者　森田　　太
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第９２号
長野県諏訪郡下諏訪町557番地２　ハイム天白
破産者　池上八重子
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第４５号
愛知県豊橋市花田町字小松３番地１（105）、従前の住所愛知県岡崎市舞木町字茶屋河原80番地１　エスポワール舞木1103
破産者　安藤　　亨
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部